

第4次
愛南町地球温暖化対策
実行計画(事務事業編)

令和4年4月策定

令和6年3月改訂

愛南町

目次

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	2
3	計画の期間	2
4	計画の範囲	2
	(1) 計画の対象となる事務・事業の範囲	2
	(2) 計画の対象となる施設等	2
5	対象とする温室効果ガス	3
6	温室効果ガスの排出の現況	4
	(1) 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の状況	4
	(2) 第3次計画の達成状況	4
7	第4次実行計画の排出削減目標	5
	(1) 令和6年3月改訂前	5
	(2) 令和6年3月改訂後	6
8	計画を推進する取組	7
	(1) 直接効果が把握できる取組	7
	① 電気使用量の削減	7
	② 施設の燃料使用量の削減	7
	③ 公用車等車両の燃料使用量の削減	7
	④ 備品等の新規購入又は更新	7
	⑤ 施設の新築、改修又は増改築	7
	⑥ 町有林等の整備及び保全並びに利用	8
	(2) 間接的に効果がある取組	8
	① 用紙類	8
	② 事務用品	8
	③ 水道	8
	④ ごみの減量及びリサイクルの推進	8
9	政府実行計画を踏まえた取組	9
10	計画の推進及び点検並びに公表	9
	(1) 計画の推進体制	9
	(2) 計画の点検・評価	9
	(3) 計画の公表	10

1 計画策定の背景

地球温暖化は、人間の活動により大気中における二酸化炭素等の温室効果ガス濃度が増加することに伴い、太陽からの日射及び地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつ等の異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリア等熱帯性の感染症発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

地球温暖化防止に関する対策として、国際的には、平成27年12月にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で、気候変動枠組条約に加盟する国全てに排出削減努力を求める「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発行に至りました。この協定は、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続すること、そのために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡(世界全体でのカーボンニュートラル)を達成することを目指すこと等を定めています。

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ、すなわち「2050年カーボンニュートラル」を目指すこととしました。また、2021年4月、地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、2050年目標と統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言しました。

また、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に規定する2030年度の温室効果ガス削減目標を踏まえ、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(以下「政府実行計画」という。)が策定されました。

こうした中、地方公共団体等においてもこの政府実行計画の趣旨を踏まえ、省エネ対策を従来以上に徹底するとともに、太陽光発電の庁舎等への導入を始めとした再生可能エネルギーの活用についても最大限取り組んでいくことが不可欠となりました。

本町においても、省エネ設備の導入や設備の運用改善など、地球温暖化防止に向けた取組を推進しています。

2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第21条第1項に基づき、温室効果ガス排出量の削減に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として策定するものです。

本町では、平成18年8月に「愛南町地球温暖化対策実行計画」を策定、平成24年4月と平成29年9月にはそれぞれ改訂版を策定し、町の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減に努めてきましたが、第3次計画の期間が令和3年度で終了するに当たり、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第4次計画を策定します。

3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、この間の実績や技術的進歩などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の範囲

(1) 計画の対象となる事務・事業の範囲

この計画では、町が直接行う全ての事務・事業を対象とします。

また、指定管理者制度等により実施する事務・事業については、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、指定管理者等に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

(2) 計画の対象となる施設等

本計画は、町長部局、教育委員会部局及び議会事務局など町が管理する全ての施設を対象とします。

5 対象とする温室効果ガス

人為的に発生する温室効果ガスとしては、燃料の燃焼に伴う二酸化炭素の寄与が最も多く、それ以外にも下の表のようなさまざまなガスが排出されています。

本計画では、二酸化炭素(CO₂)のみを対象とします。

ガスの種類	人為的な発生源	主な対策
二酸化炭素(CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化の影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
メタン(CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。	埋立量の削減など
一酸化二窒素(N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されている。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用されている。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等
六フッ化硫黄(SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されている。	(絶縁ガス)機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等(半導体)製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換等

※「主な対策」は、将来的な技術開発の結果見込まれるものを含む。

6 温室効果ガスの排出の現況

(1) 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の状況

令和2年度実績

項目	年間活動量	排出量
電気	6,642,655kwh	2,625,388 kg
ガソリン	18,710 リットル	43,407 kg
灯油	42,422 リットル	105,631 kg
A重油	146,800 リットル	397,828 kg
液化石油ガス(LPG)	55,697 kg	167,091 kg
計	—	3,339,345 kg

(2) 第3次計画の達成状況

令和2年度において本町の事務・事業に伴い排出された二酸化炭素排出量は3,339,345kgで、基準年度である平成28年度の6,737,771kgから3,398,426kg、50.4%削減しました。

その最大の要因としては、二酸化炭素総排出量の約78.6%を占める電気の使用に係る二酸化炭素排出量が、3,053,063kg、53.8%減少したことが挙げられます。

これは、宇和島地区広域事務組合とのゴミ処分場の統合に伴う環境衛生センターのゴミ焼却プラントの稼働停止並びに第2次簡易水道統合事業に伴う広見浄水場の浄水機能の停止等により、電気使用量が2,019千kwh、23.3%減少したことに加え、東日本大震災を契機とした原子力発電所の長期停止等により高いレベルで推移していた二酸化炭素排出係数が、原子力発電所の再稼働、再生可能エネルギーの活用拡大及び最新鋭の高効率火力発電設備の導入などにより、平成28年度0.651から令和2年度0.382と減少した影響によるものと考えます。

7 第4次実行計画の排出削減目標

(1) 令和6年3月改訂前

本計画の基準年度である令和2年度における本町の事務・事業に伴い排出された二酸化炭素排出量は、約3,340トンです。

削減目標については、施設の統合、指定管理者への移行等の状況の変化を勘案し、その施設分を削減目標値に含み、目標年度である令和8年度における二酸化炭素排出量を、基準年度の排出量と比較して約5%削減します。

項目	使用量		二酸化炭素排出量	
	基準年度 令和2年度	目標年度 令和8年度	基準年度 令和2年度	目標年度 令和8年度
電気	6,642,655kwh	6,310,522kwh	2,625,388 kg	2,494,119 kg
ガソリン	18,710 ㍓	17,775 ㍓	43,407 kg	41,237 kg
灯油	42,422 ㍓	40,301 ㍓	105,631 kg	100,349 kg
A重油	146,800 ㍓	139,460 ㍓	397,828 kg	377,937 kg
液化石油ガス (LPG)	55,697 kg	52,912 kg	167,091 kg	158,736 kg
計	—	—	3,339,345 kg	3,172,378 kg

《削減目標》

削減量	166,967 (kg-CO ₂)
削減割合	5.0%

(2) 令和6年3月改訂後

令和6年3月に教育委員会部局を計画に含める改訂を行ったことに伴い、改訂後の新しい基準年として令和4年度を新たに設定します。基準年における二酸化炭素排出量は、対象施設が増加したことに伴い、計画策定時点の令和2年度の約3,340トンから新しい基準年の令和4年度は、約4,380トンとなり約1,040トン増加しています。

削減目標については、施設の統合、指定管理者への移行等の状況の変化を勘案し、その施設分を削減目標値に含み、目標年度である令和8年度における二酸化炭素排出量を、新しい基準年度の排出量と比較して約3%削減します。

項目	使用量		二酸化炭素排出量	
	基準年度 令和4年度	目標年度 令和8年度	基準年度 令和4年度	目標年度 令和8年度
電気	6,982,725kwh	6,773,243kwh	3,381,440 kg	3,279,997 kg
ガソリン	29,394 トン	28,512 トン	67,606 kg	65,578 kg
灯油	44,119 トン	42,795 トン	109,537 kg	106,251 kg
A重油	231,002 トン	224,072 トン	625,924 kg	607,146 kg
液化石油ガス (LPG)	63,705 kg	61,794 kg	191,929 kg	186,171 kg
計	—	—	4,376,436 kg	4,245,143 kg

≪削減目標≫

削減量	131,293 (kg-CO ₂)
削減割合	3.0%

8 計画を推進する取組

この計画では、職員がそれぞれの職場で日常的に取り組むべき項目を掲載します。各課等においては、職場に応じた取組をするとともに、計画の効果的な推進に努めるものとします。

(1) 直接効果が把握できる取組

① 電気使用量の削減

ア 効果的かつ計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図ることにより照明の点灯時間の削減に努めます。

イ 昼休みの消灯及び勤務時間外の不必要箇所の消灯を行います。

ウ トイレ、調理室等に利用者がいない場合は、消灯します。

エ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。

オ OA 機器等の電源をこまめに切るように努めます。

カ 勤務終了後の早期退庁を奨励します。

キ 電気製品を購入する際には、省エネタイプを購入します。

② 施設の燃料使用量の削減

ア 事務室等の冷暖房については、室温が概ね冷房で 28 度、暖房で 18 度を目安として温度管理を行います。

イ 施設の冷暖房については、利用状況に応じた管理を行います。

ウ 外気の導入、換気の奨励等、室内温度の調整を図ります。

エ クールビズ及びウォームビズを推進します。

③ 公用車等車両の燃料使用量の削減

ア 急発進、急加速、空ふかし等は行わず、経済走行に努めます。

イ 車両の適正な整備及び管理を行い、排気ガスの削減に努めます。

ウ 公用車等から離れるときは必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控えます。

エ 荷物の積み降ろし、人待ち等の際は、エンジンを切ります。

オ 走行ルート合理化、相乗り等により効率的な利用を図ります。

カ 不要な荷物を積まないようにします。

キ 公用車の更新については、小型車又はハイブリッドカー等の低燃費車の導入を図ります。

ク 用途に応じて電気自動車の導入を検討します。

④ 備品等の新規購入又は更新

ア 備品等の新規購入又は更新をするときは、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。

イ 詰め替え可能な製品、リサイクル可能な製品等の購入を推進します。

ウ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品、機能拡張性の高い製品等、長期使用が可能な製品の購入を推進します。

⑤ 施設の新設、改修又は増改築

ア 施設の新設、改修又は増改築をするときは、環境に配慮した工事を実施

するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。

- イ 新設、改修又は増改築をするときは、自然との共生に配慮するとともに、自然エネルギーの有効利用を検討します。
- ウ 施設の新設の際にはLED照明の設置を徹底し、既存施設には改修等によりLED照明の設置を推進します。
- エ 設置が可能な町所有施設への太陽光発電設備の導入を推進します。

⑥ 町有林等の整備及び保全並びに利用

- ア 豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保及び拡大を図ります。
- イ 都市公園等の緑地の整理及び保全を適正に行います。

(2) 間接的に効果がある取組

① 用紙類

- ア コピー用紙等の用紙については、古紙配合率の高い用紙を購入します。
- イ 会議資料等の少量化及び送付文書の電子化並びに事務手続の簡素化に努めます。
- ウ 資料等の複写に際しては、必要性を十分に吟味し安易な複写を避けるとともに、両面印刷及び不要紙の裏面使用を徹底します。
- エ 封筒等の再利用に努めます。
- オ 庁内LAN、電子メール等の活用によりペーパーレス化を推進します。

② 事務用品

- ア 詰め替え可能な製品、リサイクル可能な製品等の購入に努めます。
- イ 環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品の購入に努めます。

③ 水道

- ア 日常的に節水を徹底します。
- イ 日ごろから漏水の点検に努めます。
- ウ 節水型機器の導入について検討します。

④ ごみの減量及びリサイクルの推進

- ア 物品の再利用及び修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図ります。
- イ 古紙、缶類、瓶類、ペットボトル等の分別及びリサイクルを徹底します。
- ウ 機密文書については、機密の確保されたリサイクルを図ります。
- エ 使い捨て容器等の購入は、極力控えます。

9 政府実行計画を踏まえた取組

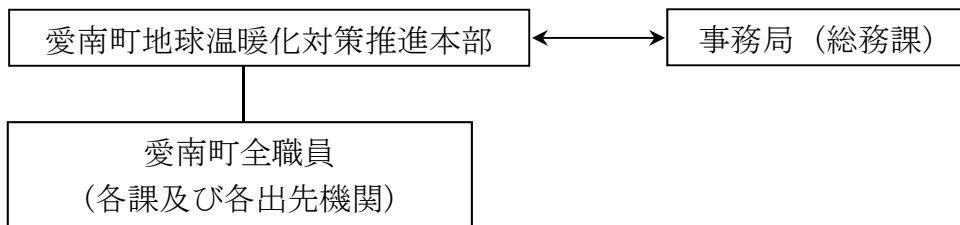
政府実行計画の趣旨を踏まえ、地方公共団体等においても省エネ対策を従来以上に徹底するとともに、太陽光発電の導入を始めとした再生可能エネルギーの活用についても最大限取り組んでいくことが不可欠となりました。

本町においても、町所有施設への太陽光発電設備の導入、新築建築物の ZEB 化の検討、電気自動車の導入、新規施設への LED 照明の導入徹底、既存施設改修等による LED 照明への交換や再エネ電力調達等の推進に努めます。

10 計画の推進及び点検並びに公表

(1) 計画の推進体制

推進本部を設置し、全職員の連携の下、計画の着実な推進及び進行管理を行います。



① 推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、各管理職職員を構成員として組織し、計画の見直し及び推進点検を行います。

構成員である各管理職職員は、それぞれの部署における推進責任者として、計画の趣旨、内容を職員に周知徹底し、計画を率先して実行するとともに実践しやすい環境づくりに努め、部署内での計画の推進及び進捗状況を把握し、並びに事務局と調整し、総合的な計画の推進を図ります。

② 事務局

事務局を総務課に置き、全体計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

③ 職員に対する啓発等

職員を対象に環境全般に関する意識向上を図るための研修会等を実施し、地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に行うとともに、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行います。

(2) 計画の点検・評価

推進本部は、把握した計画の推進状況を点検評価し、各年度の状況を翌年度の7月末までに取りまとめます。

① 点検方法

総排出量について、施設別にどれだけ温室効果ガスを排出したか点検します。

- ② 点検結果の集約
使用エネルギーごとの排出量及び温室効果ガスの総排出量を算出します。
- ③ 総排出量に対する評価
総排出量を基準年度と比較し、その増減の原因等を分析するとともに、目標達成の実現について考察します。

(3) 計画の公表

計画の進捗状況及び点検・評価の結果については、速やかにホームページにより公表します。